

「東京都健康推進プラン21(第二次)」  
パブリックコメント募集に寄せられた主な御意見及び東京都の考え方

○平成25年1月21日(月)から2月1日(金)まで実施

○御意見は19名(団体含む)、延べ38件

該当箇所		御意見(要旨)	東京都の考え方
章	節		
第3章	第2節 3 重点分野	◆重点分野の設定について 医療費全体における循環器系疾患や腎不全の割合は高く、「循環器疾患」を重点分野に入れるべき	都民の健康づくりを推進する上で、特に重点的な対策が必要な分野を重点分野に選定しています。「循環器疾患」を含めた14つの分野はいずれも、都民の健康への関わりが大きく、対策を進めてまいります。 貴重な御意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。
第4章	第2節 1 食生活 ほか	◆分野別目標について 個人の嗜好等に関しては個人に任せるべき。都が目標を掲げることは疑問 (同旨2件)	分野別目標は、都民の健康課題に関するデータを基に設定したもので、多くの都民に広く啓発する目的で示しています。
第4章	第2節 5 喫煙	◆目標(「成人の喫煙率を下げる」)について 成人の喫煙は本人の判断によるもので、行政が強制的に指導するものではなく、目標の設定に反対 (同旨9件)	「東京都健康推進プラン21(第二次)」では、健康増進の観点から喫煙について、「成人の喫煙率を下げる」を目標として決めました。 喫煙をやめたいと考えている方への支援などにより、やめたい人がおやめになった場合、男性19%、女性6%、全体で12%の喫煙率となることを目安として示しています。
		◆学校等教育機関の取組について 敷地内禁煙について、「敷地内」の表現を「建物内」に修正、あるいは「禁煙」または「分煙措置」に是正すべき (同旨5件)	成人と未成年者が混在することから、未成年者の喫煙防止を徹底するため、大学等では屋外であっても、禁煙が望ましいと考えます。
		◆保健医療関係団体の取組について 患者は様々であり、「喫煙している患者に対して、禁煙指導を行う」の一律的な記載は疑問 (同旨2件)	御意見を踏まえ、文言を修正し掲載しました。
		◆保健医療関係団体の取組について 健康増進法における受動喫煙の定義は原則的には屋内及びそれに準じる環境に限定されており、屋外での受動喫煙防止対策は行うべきでない	患者等が多く利用する施設であり、患者等の健康には特に配慮が必要なため、敷地内禁煙等の対策を推進することが望ましいと考えます。
		◆NPO・企業等の取組について 受動喫煙防止対策状況の店頭表示は良い取組であり、都が全ての店頭に貼ってほしい	貴重な御意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。
		◆受動喫煙防止対策について 子供のいる家庭での禁煙に反対。行政が家庭にまで踏み込むべきでない (同旨6件)	御意見を踏まえ、文言を修正し掲載しました。
		◆受動喫煙防止対策について 「呼気や衣類に含まれる煙成分を吸い込むと、乳児には受動喫煙と同様の影響が生じる恐れ」は、科学的根拠が乏しく、削除すべき (同旨8件)	御意見を踏まえ、文言を修正し掲載しました。
		◆受動喫煙防止対策について 屋内外の適切な分煙措置を推進すべき (同旨2件)	御意見を参考に、適切な受動喫煙防止対策を推進してまいります。
		◆精神疾患患者への就労支援について 精神疾患患者にとって、社会参加することが治療的効果が得られると近年指摘されている。医療と福祉が連携した適切な就労支援の充実が必要	貴重な御意見として、今後の関連施策の参考とさせていただきます。